

災害時における給水車の運転等に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と株式会社サカイ引越センター（以下「乙」という。）は、堺市域及びその周辺において大規模地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の給水車の運転等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、堺市域及びその周辺における災害時に、甲の要請に基づき乙が行う災害拠点病院等への応急給水活動のための給水車の運転業務等について基本的な事項を定めることを目的とする。

（災害時の支援協力内容）

第2条 災害時における乙の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が所有する給水車の運転業務
- (2) 給水車の運転時における給水活動の補助業務
- (3) その他甲乙間で協議し、必要とされた業務

（支援協力の要請、及び業務の実施）

第3条 甲は乙に対して支援内容を明らかにした書面で給水車の運転等の要請を行う。ただし、緊急時等で書面により難しいときは、口頭等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出する。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに運転業務等を行うものとする。なお、給水車には甲の職員が同乗する。
- 3 甲及び乙は、第1項の規定による要請を円滑に行うため、毎年度当初において、連絡体制表を作成するものとし、変更が生じた場合には、その都度報告しなければならない。

（費用の負担）

第4条 前条の規定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、復旧支援終了後、乙が提出する報告書等に基づき、甲が支援業務を要請した時点を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 本協定に基づき、乙が行う業務において、業務中に発生した事故による損害（乙が運転する車両への損害及び第三者の身体・財産に対する損害）の賠償については、甲が別途委託契約を締結している自動車損害共済委託の範囲において、甲が責任を負う。

(平時における協力)

第6条 甲及び乙は、第3条に規定する災害時の協力業務だけではなく、平時においても甲乙間に連携を密にするものとする。

2 前項に規定する連携の詳細は別途甲乙協議の上定める。

(細目協定)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができる。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙のいずれかから本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年1月16日

甲 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
堺市
堺市上下水道事業管理者 森 功 一

乙 堺市堺区石津北町56番地
株式会社サカイ引越センター
代表取締役社長 田 島 哲 康